

Title	佛國社債法及新立法
Sub Title	
Author	栗栖, 赳夫(Kurusu, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1936
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.15, No.2 (1936. 6) ,p.67- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19360630-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佛國社債法及新立法

栗 栖 趙 夫

内 容 目 次

- 一、前 言
- 二、一九〇七年一月三十日法律 (Code Fiscal des Valeurs Mobilières 第九十五條)
- 三、一九〇一年七月一日法律 (附 société civile des obligataires)
- 四、ラバール内閣の新立法
- 五、結 論 (社債法統一改正運動)

(一) 前 言

佛國に於て社債 (obligation) 及社債權者團體 (société civile des obligataires, association d'obligataires) に關する法制は多數の部分的特別法 (命令を含む) に依て構成せられ、一の系統的統一法となつてをらなす。

(356)

佛國に於て obligation と謂へば單に商事會社及民事會社の社債のみならず廣く公債をも包含するを常とする。故に之を「社債」と譯出するに於ては狹義に失する場合が尠くない。然し乍ら本稿に於ては便宜上之を社債と譯出して置く。従て特に斷つた場合は勿論のこと、然らざる場合に於ても、其の性質上當然之に公債をも包含する場合あることを豫め御斷して置きたい。

抑々佛國現行商法、即ち一八〇七年の商法典第一編第三章に會社に關する規定を設けて以來、一八六七年七月二十四日の法律 (loi du 24 juillet 1867) (株式會社設立に關し準則主義を)、一九〇二年七月九日の法律 (loi du 9 juillet 1902) (優先債及現物出資株式に付規定を設けたるもの)、一九一三年十一月二十二日の法律 (loi du 24 novembre 1913) (非常株主總會に關し規定を設けたるもの)、一九一五年十二月十八日の法律 (loi du 18 décembre 1915) (組合に關し規定を)、一九一七年四月二十六日の法律 (loi du 26 avril 1917) (勞働參加株式會社に關し規定を設けたるもの)、一九一九年三月十八日の法律 (loi du 18 mars 1919) (商業登記に關し規定したるもの)、一九二一年六月二十一日の法律 (loi du 21 juin 1921) (匿名組合に關し規定を設けたるもの)、一九二四年一月三日の法律 (loi du 3 janvier 1924) (生産組合に關し規定を設けたるもの)、一九二五年三月七日の法律 (loi du 7 mars 1925) (一九二九年一月二十三日の法律 (loi du 23 janvier 1929) (發起人の持分に關し) 等多數の追補改正を見、會社に關しては詳細なる規定を有するに至つた) けれども、社債に關しては商法に規定する所がなく、單に其の解釋上、社債、詳言すれば擔保附社債 (obligation hypothécaire) 及無擔保社債の發行を認められてをるに止まつた。又社債權者の團體的行

爲に關しても裁判所に於て *société civile des obligataires* 等を認めたと止まつた。

斯くの如く商法には社債に關する系統的規定を缺いたから、之を補ふ爲め必要に應じ多數の部分的特別法が相次いで設けらるるに至つた次第であつて、斯る部分的特別法の中最も注目すべきものを擧げると、一九〇七年一月三十日の法律 (*loi du 30 janvier 1907*) と一九〇一年七月一日の法律 (*loi du 1 juillet 1901*) とであらう。前者は社債株式等の有價證券の發行及賣出に關する規定であり、後者は社債權者をして *association d'obligataires* を組織せしめ、簡便に其の共同の利益を擁護せしめむとする爲めに設けられた規定に外ならない。然るところ最近ラベール前内閣は又佛國に於ける現時の要請に鑑み、議會より附與せられた特別の權限に基き命令の形式に於て社債に關する二つの新法を設くるに至つた。即ち其の一は昭和十年八月八日の命令 *Décret relatif aux droits d'obligataires d'un même emprunt* (8 août 1935) であり、他の一は本年十月三十日の命令 *Décret relatif à la protection des obligataires* (30 octobre 1935) である。(此の命令は右特別權限に基き發生せられた他の多數の命令と共に議會の承認を得ることとなつてをり、前ラベール内閣は昨年小黨分立、離合集散の激しき佛國上下兩院に於て其の承認を得た。)

此のラベール内閣の二新立法も亦社債に關する部分法の範圍を出でざることとは勿論であるが、社債權者たる公衆の利益保護を大きな意氣込みで強調せむとする趣旨のものであると謂はれ、之を紹介

(356)

介する意味に於て、且つは旁々此の際佛國社債法及其の統一改正運動を顧みる意味に於て、本稿を草して見たいと思ふに至つた次第である。

(二) 一九〇七年一月三十日の法律 (loi du 30 janvier 1907)

既に一言した通り一九〇七年一月三十日の法律 (loi du 30 janvier 1907) が規定する所は公衆の利益保護を主眼として佛國會社又は外國會社の社債 (obligations)、株式 (actions) 其の他有價證券の發行、賣出其の他之を公衆に提供せむとする場合の準則並に之に對する監督取締を設けたものに外ならない。今其の定むる所に依ると佛國會社若は外國會社が、佛國證券市場に於て、社債、株式其他有價證券を發行し、賣出し、上場し其の他之を公衆に提供せむとするときは、先づ左記各事項を Bulletin annexe au Journal officiel (官報附錄) に公告することを命じたものである (第三條第一項及第五項)。即ち公示方法は官報附錄の公告に依る次第である。

(1) 會社の名稱又は商號 (la dénomination de la société ou la raison sociale)

(2) 會社の準據法 (佛國會社なるときは佛國法、外國會社なるときは外國法) の表示 (l'indication de la législation (française ou étrangère) sous le régime de laquelle fonctionne la société)

(3) 會社の所在地 (le siège social)

- (4) 事業の目的 (l'objet de l'entreprise)
- (5) 存立時期 (la durée de la société)
- (6) 資本金 (le montant du capital social) 各種類の株式の一株の金額 (le taux de chaque catégorie d'actions) 並に未だ拂込ざりしもの資本金 (le capital non libéré)
- (7) 最終の貸借對照表 (le dernier bilan certifié pour copie conforme ou la mention qu'il n'en a pas été dressé encore)
- (8) 發行、賣出其他公衆に提供すべき社債 (又は株式其他有價證券) の枚數及價額、社債に附すべき擔保の内容、社債利息の割合、償還の方法及期限、其の他の條件
- (9) 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額及之に擔保を附したるときは其の内容
- (10) 株主總會招集の手續及時期並に發起人、取締役、業務執行者、其の他所定の者に對し利益の分配を約したるときは其の旨
- (11) 外國會社なるときは其の定款の佛語譯文 (第三條第八項)、

以上の外後述昭和十年十年三十日の命令は更に官報附録に公告すべき事項として次に掲ぐるもの

を追加した。

(12) 佛國市場に於て發行又は賣出さるべき社債(其他證券)の數及價額(第七條)

(13) 外國會社なるときは其の佛國に於ける代理人の氏名及住所(第八條第三項)

會社が右各事項を官報附録に公告したるときは初めて社債、株式、其他の有價證券に付發行、賣出其他の提供を爲すことを得るものであつて、若し斯る公告を爲さず、又は不當不正の公告を爲したる者は一定の制裁を加へられるものである(第三條第九項)。

一九〇七年一月三十日の法律の定むる所に依ると、斯くの如く社債、株式其他の有價證券の發行、賣出其他の提供に付ては之に先ちて所定事項の公示を必要とすると同時に、更に又發行、賣出其他の提供に使用する「ビラ」、目論見書、勸誘狀の類(les affiches, prospectus et circulaires)に對しても上記官報附録に公告したると同一の事項を記載し且つ官報附録の公告番號をも之に表示することを命じ、(第三條第六項)、尙又發行、賣出其他の提供を新聞紙(Journaux)に公告せむとするときは、右官報附録に掲載せる上記事項の概要並に同官報附録の公告番號を掲載することを要する(第三條第七項)。而して若し斯る記載、表示若は掲載を爲さず、又は不當の記載、表示若は掲載を爲したる者は是亦一定の制裁を加へられるのである(第三條第九項)。

思ふに社債、株式其他の有價證券は、廣く公衆投資の對象たるものであつて、此の故に公衆の利益、約言すれば公益の維持擁護上、何れの國に於ても、大體十九世紀の後半より其の不當なる發行賣出其他の提供に對して制限を加ふる立法政策を採つて來てをり、殊に最近に於ける高度資本主義經濟の發達、延て社債株券其他の有價證券に依る企業資本(廣義に使用す)調達の旺盛は斯る公衆の利益擁護を更に強調し、前記制限を更に加重するの傾向を現實に見せてをるのである。試に之を英國に付て見ると、一八六二年の會社(統一)法 (companies (consolidation) Act, 1862) より一八九〇年の取締役責任法 (Directors Liability Act, 1890)、一九〇〇年の會社法(改正) (Companies Act, 1900) 一九〇七年の會社法(改正) (Companies Act, 1907) を經て、一九〇八年の會社(統一)法 (Companies (Consolidation) Act, 1908) に至り、更に歐洲大戰後に於ける社會經濟上の變化に適應する爲め之に大改正を加へて出來上つた一九二九年の會社法 (Companies Act, 1929) の變遷推移は、上記の立法傾向を最も雄辯に物語るものと謂へる。更に亦之を北米合衆國に付て見ても、從來各州の立法を以て有價證券の不正不當賣出提供を取締つたものに所謂 Blue Sky Law (一九一一年に於て制定を見たるを最初とし、イリノイ州に於ては Illinois Securities Act に、之は何れも州法 (state law) にして其の規定する之を定む、他の州に於ても之に倣ふものがある)があつたが、之は何れも州法 (state law) にして其の規定する所が各州區々、米國全體から見て極めて不統一であり、且つ不備を含み、從て充分の公衆保護を期

し難き憾があつた。而して此の欠陥は一九二九年の株式其他の暴落、續て一九三三年の金融恐慌に依て白日の下に暴露せられたので、終に聯邦法 (Federal Law) として一九三三年の證券法 (Securities Act, 1933) 及一九三四年の證券取引法 (Securities Exchange Act, 1934) の制定を見るに至つたことは吾人の記憶に新なる所である。而して右證券法及證券取引法の規定する所は、動もすれば度を超えむとする社債、株式其他有價證券の發行賣出其他の提供に對して嚴に失すると迄評せらるる位嚴格なる制限を加へ、頗る公衆の利益保護を強調せるものであつて、上記 Blue Sky Law より斯る證券法及證券取引法への躍進は、是れ亦英國に於けると同一趣旨の傾向を極めて急速度に辿つたものと謂ふも差支なからう。獨逸其他歐洲大陸諸國に於ても、又我國に於ても(明治四十四年商法改正、商法十八議會提出商法中改正法案參照)其の程度及範圍に多少の差異こそあれ、何れも同様の傾向に在ることは贅言を俟ざる所である。斯く歐米各國の立法を見、更に佛國に於て前記の通り商法其他一般法規の不備を補ふ爲め、一九〇七年一月三十日特別の法律を設けて、社債、株式其他の有價證券の發行、賣出其他之を公衆に提供するに付規定を加へ、投資家たる一般公衆の保護を期し之を強調するに至つたことを思ひ合して見ると、是れ亦全く右と同様の傾向に立つことが明であると謂はねばならぬ。而して之は佛國證券金融市場が英米兩國の夫れと共に世界の證券金融市場を構成し單に證券の國內取引の

みならず、國際取引も亦廣く行はれてをる情況に鑑みても斯る公衆保護の強調は實に當然の立法なりと謂はざるを得ない。

英國一九〇八年の會社(統一)法第八十條乃至第八十二條に依れば會社は社債(又は株式募集の場合に於ては一定の手續に依り同法所定の事項を記載せる目論見書(Prospectus))又は之に代はるべき書面(Statement in lieu of prospectus)を作成することを命ぜられ、同法第二百八十五條第十九號は目論見書の意義を明にし、目論見書とは特に目論見書と名くるものは勿論のこと、然らざる場合に於ても公衆に對し社債(株式)の應募又は買入を勧誘する書面(即ち通知狀、案内書、引札、公告等を指す)を含むこととし、又目論見書に代はるべき書面は、會社が募故引受(Private Placement)等の場合の如く目論見書を作成せざる場合に、之を作成すべきものであつて、目論見書並に之に代はるべき書面に記載すべき事項の明細は同法附錄雜形に掲げられてをる。又同法第八十四條及第二百八十一條は目論見書又は之に代はるべき書面に不正又は不實の記載を爲したる者に對し一定の民事上並に刑事上の責任を負はしてをる。尙又一九二九年の會社法も第三百八十條第一項第十七號に目論見書の意義を明にし、第三十四條乃至第三十六條に目論見書及之に代はるべき書面の作成並に其の記載事項の變更に付規定し、第三十七條に其の記載に對する責任を明にし且又第三十八條は公衆に對し社債(株式)の買入を勧誘する書面を以て總て目論見書と取扱ふ旨を定めてをる。

次に英國一九三三年の證券法も先づ同法の適用を受くべき有價證券の種類及範圍並に取引(Transactions)及人(Corporations)に付規定を設けたる後、同國市場に於て有價證券を公衆に提供せむとする場合は、之に先ちて一定の手續に依り同法所定の事項を記載せる登録申請書(Registration statement)を作成し之を所定の登録委員の許に提出して其の登録を求むることを要し、而して適法に爲された登録申請は原則として其の日より二十日を經過すれば登録の效力を生じ初めて證券の提供を爲すことを得るに至るものであつて(第一條乃至第九條)、上記申請書及添附書面に記載すべき事項の明細は同法附錄に掲げてあ

る。尙同法は有價證券を公衆に提供するに付使用する目録見書、勸誘狀、公告等に記載し又は掲載すべき事項も亦原則として上記登録申請書及添附書面に記載せる事項と同一にすべきことを命じ、且つ一定の期間を経過するときは登録申請書及添附書面に記載した事項と雖も其目録見書等に之を記載することを禁じ、所定の方法に依りて適當に之を補訂することを命じてゐるのである(第一〇條)。

備登録申請書に記載せる事項に付不正又は不當の事實があつた場合は一定の干與者は勿論民事上及刑事上の責任を負はねばならぬ(第一一條第二四條)。斯くの如く英米の立法が社債(株式)の發行、賣出其他之を公衆に提供するに付其の社債(株式)の内容を知るに必要な範圍に亘て一定の事項を公示しつゝあること、並に其の公示せる事項に關しては會社の取締役、其他斯る發行、賣出等に干與せる者をして充分の民事上及刑事上の責任を負はしめつゝあることは、是れ上記の佛國一九〇七年一月三十日法律に定むる所と全く趣旨内容を同ふする次第である。尙上掲一九〇七年一月三十日の法律は其の儘一九三四年十二月二十一日公布の Code Fiscal des Valeurs Mobilières (一九三四年十二月二十二日及一九三五年一月十九日官報附錄)に第九十五條として編入せらるゝに至つたことを茲に誌して置く。

又一九〇七年一月三十日の法律第三條第一項は既に指摘した通り佛國又は外國會社の株式社債其他の證券を佛國市場に於て公衆に提供する場合に付適用あることを定むるものに止まるが故に、後述昭和十年十月三十日の法令第九條は外國々家以外の外國公衆團體の公債を佛國市場に於て公衆に提供するに付新に右と同趣旨の規定を設けた。

(三) 一九〇一年七月一日の法律 (Loi du 1 juillet 1901)

英米の立法に於ては社債の發行に信託 (Trust) の法理を應用し、會社と社債權者との間に受託者 (a trustee or trustees) の介入を見、該受託者をして社債權者の爲めに社債權及擔保權の保存及實行

を爲さしめてをると雖も、大陸法系に屬する佛國に於ては信託法の發達を見ず、從て會社と社債權者との間に受託者の介入を見るに至らない。是に於て會社の破産、裁判上の清算、擔保權の實行其他の場合に於て、公衆たる社債權者共同の利益 (the common interest and benefit of bondholders) を擁護する必要から、英米立法の受託者に代はるべきものとして早くより裁判上 *société civile des obligataires* の制度が認められ (René Gain, *Les sociétés d'obligataires*, p. 62) 又一種の組合 (*association*) が組織せられたこと (Jean Escarra, *L'Organisation des Obligataires* p. 29) *société civile des obligataires* なる語が法文の中に使用せられたるは一九一九年七月二日の法律 (Loi du 2 juillet 1919) (社債發行會社の和) に始まると雖も其の慣行は古く、始め之を以て佛國民法第一千八百三十二條に定むる會社なりと解すべきか否かに付て議論があつたけれども、一八八五年に始めて巴里控訴院は一會社が其の所有する不動産の上に抵當權を設定し之を擔保として一定額の社債を發行し、且つ其の際現存及將來の社債權者を社員として民事會社を設立し該會社をして擔保權其他の保存及實行に當らしむることを爲したるに對し、之を有效とする判決を下し (Paris, 5 déc. 1885 *journal du Palais*, 1886, 683) 續て大審院も亦右巴里控訴院の判決を支持したので、茲に *société civile des obligataires* を以て民事會社と解すること即ち其の本質の解釋は確定して了つた。然し乍ら其の法人

(304)

格を認むるまでには尙ほ時日の経過を要した。即ち大審院は更に其の後に至り、斯る *société civile des obligataires* が定款に依て設立せられ且つ之を代表すべき取締役を有するに於ては民事訴訟法第六十九條の規定を類推して其の法人格を認めたのである（前掲 René Gain, p. 51）。又組合を組織して社債権者共通の利益を擁護することも屢々試みられたと雖も（前掲 Escarra p. 29）之に付ても充分なる規定なく、且つ刑法が個人の組合組織に付制限を設けてをる關係もあり（刑法第二九一條）充分の目的を達するには困難であつた。之を要するに如上の特徴ある *société civile des obligataires* に依ても、又組合に依ても手續は煩瑣又は困難を伴ひ且つ法文の上に明示せられた規定を缺いてをつたから、茲にもつと簡便に社債権者をして其の共同の利益を擁護せしむる必要上、新立法即ち一九〇一年七月一日の法律の制定を見、之に依て *association d'obligataires* 即ち社債権者組合を設け社債権者共同の利益を擁護することとなつた次第である。茲に一九〇一年七月一日の新法律が認めた社債権者組合組織手續を *société civile des obligataires* と比較對照して簡單なる説明を加へて置きたい。

(1) *société civile des obligataires* は民事會社と解せられるから既に一言した通り之は定款に依て設立せられる。之に對して *association d'obligataires* は一種の組合であるから、新法は契約即ち組合契約に依て組織せしむることとした。斯る定款も又組合契約も俱に、社債を發行すべき會

社の取締役が該會社自體の定款又は株主總會の決議に基きて、社債發行前、將來の社債權者の爲めに豫め之を作成するを要するものであつて、其の作成は公正證書に依ることが多い。而して右定款又は契約に記載する事項は左に掲ぐるものを以て最も普通とする。即ち、

(a) 社債權者共同の利益擁護の爲め其の團體として *société civile des obligataires* を設立し、又は *association d'obligataires* を組織することを表示し、*société civile des obligataires* の社員又は *association d'obligataires* の組合員たる社債權者が右共同の利益に關し單獨行爲を爲すを許せらる旨を定むること。

(b) 社債權者團體たる *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* の意思決定機關として社債權者集會(*l'assemblée des obligataires*)を設け、各社債權者は *société civile des obligataires* の社員又は *association d'obligataires* の組合員として右集會に出席し意見を陳述し且つ議決に参加する權利を有する旨を定むること。

(c) 社債權者の權利は社債の移轉に伴ひて移轉する旨を定むること。

(d) *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* の代表及執行機關たる取締役又は理事に關する定を爲すこと。

(e) 費用に關する定を爲すこと。

以上述べた定款又は契約は其の定むる所に従ひ後述の社債権者集會の決議に依て之を變更することが出来る。但し社債権者平等の原則其他 *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* 本來の目的に反する變更を爲し得ざることは固よりである。

(2) 斯くの如くにして作成せる定款又は契約の存すること並に其の内容を社債の應募者に知らしむる爲め目論見書、申込證公告其他に之に關する記載を爲すことを要し、社債の募集に應ぜむとする者が斯る目論見書其他に依りて應募を爲すときは斯る者は社債の成立と同時に *société civile des obligataires* の社員又は *association d'obligataires* の組合員たることを約諾するものとせられる。

société civile des obligataires の取締役又は *association d'obligataires* の理事は下述第一回社債権者集會に於て之を選任するを原則とする。但し最初の取締役又は理事は定款又は契約に依て指名しても差支ない。取締役又は理事が退任したときは新に取締役又は理事を選任する。取締役又は理事は社債権者團體たる *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* を代表し、社債権者團體の爲めに其の決議の執行、権利の行使、訴訟手續に屬する一切の行爲を爲すことが

出來、社債辨濟の猶豫、期限の延長、利率の低減其他條件の變更に付承諾を爲し又は社債の擔保物を處分するのが其の最も普通とする所である。尙 *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* は必要ある場合には社債の發行を取扱ひたる銀行其他の金融機關 (*établissement de crédit*) に依て管理せらるることも尠くない (René Gain 前掲 p. 79)。

(c) 社債権者集會は社債権者團體たる *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* の意思決定機關であつて、社債成立後招集すべき第一回の集會、通常集會 (*Assemblée ordinaire*) 及非常集會 (*Assemblée extraordinaire*)、決議事項、招集の時期及手續、議事等は定款又は契約に定むる所に據るを常とする (René Gain 前掲 pp. 80, 81)。

(4) 既に述べた通り右の *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* は社債権者共同の利益たる辨濟の確保を目的として設立又は組織せらるるものであるから、完全なる社債の辨濟ありたるときは其の事務を清算して解散するを要する。而して其の解散に當ては社債権者集會を招集し、清算に付承認を求めねばならぬ。又完全なる社債の辨濟を得ざる場合に於ても社債権者の同意あるときは其の事務を清算して解散することが出来る。

之を要するに *société civile des obligataires* 及 *association d'obligataires* 制度は上述の通り英米社

債法に於ける受託者制度に對するものであつて、其の内容及手續が特殊の考案に富み佛國社債法の一特色に外ならぬ。

斯くの如く英米社債法は其の特有の信託法理を巧妙に應用して會社と社債權者との間に受託者を介入せしめ、之をして社債權者の爲めに擔保權其他の權利の保存及行使を爲さしむるに對し、佛國社債法は大陸法系の特色として全く信託法理の應用を見ず、從て受託者が介入するに至らず、之に代はるべき機關として上述の *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* の結成を見てをる次第である。前者が實用の點に於て優るとは余の持論である（拙著擔保附社債信託法の研究參照）。然し乍ら佛國の立法と他の大陸法系諸國の立法とを更に比較して見ると、白耳義（一九一三年五月二十五日改正商法十一月二十三）、獨逸（一八九九年十二月四日 *das Gesetz betreffend die Gemein.*）、瑞西（一九一八年二月廿日 *der Verordnung d. d. Reichsreg.*）、伊太利（社債發行會社の和議に關する一九〇三年五月）、澳大利（*lois de 1874*）、西班牙（*lois de 1809 1915*）、葡萄牙（*lei de 1896*）等が何れも單に社債權者集會に於て代表者を選任せしめ、之をして擔保權其他の權利の保存及實行を爲さしむるに止まるに對し、佛國に於ては兎に角 *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* と謂ふ強固なる社債權者團體の結成を見、恒久常任的に其の取締役又は理事をして社債權者共同の利益を擁護せしめてをるものであつて、其の手續の相當煩雜なる代りには白耳義獨逸等に於けるよりも更に充分の効果を期することが出来る。尙此の點に付ては後に佛國に於ける社債法の統一改正運動を述ぶるに當て再言することに致したい（*Ann. Droit. 前報*、田中博士商法研究第一卷、島田英一氏歐米社債制度研究、拙著擔保附社債信託法の研究參照）。

(四) ラバール内閣の新立法

(1) ラバール内閣の社債に關する新立法の中、先づ、昭和十年八月八日の命令 Décret relatif aux droits d'obligataires d'un même emprunt に付て其の概要を説明することとする。

此の命令は昭和十年六月八日の法律 (loi du 8 juin 1935) に基きラバール内閣に附與せられたる特別の權限に因て設けられ、更に其の定むる所に依て議會の承認 (ratification des chambres) を經べきものであつて、(第二條)、僅かに三箇條より成る。而かも其の主要部分は第一條の規定だけである。同條は第一項及第二項に分れる。第一項の定むる所は社債權者其他の債券所持人 (詳言すれば佛國又は外國の公共團體、商事會社若は民事會社の發行に係る公債及社債の所持人である。以下之を單に「社債權者」と稱して置く) の一人が總社債權者共同の權利に關し最終判決 (la décision judiciaire définitive) を得たるときは該訴訟に参加せざりし他の社債權者と雖も其の最終判決に均霑する途を拓いたものに外ならぬ。申すまでもなく社債權者の權利には總社債權者共同の權利と然らざるものとある譯であつて、例へば社債の擔保權の保存及實行、社債辨濟不能に對する救濟の請求、社債辨濟の猶豫其他の如きは總社債權者共同の權利に屬するを常とする。凡そ斯る場合に於て、其の社債發行の際、既述の通り、定款又は契約に依て société civile des obligataires 又は association d'obligataires の結成を見てをつたものであれば、各社債權者は單獨行爲を爲すことを許されざる代

(370)

りて *société civile des obligataires* の取締役又は *association d'obligataires* の理事が總社債權者の爲めに訴訟を提供するのであるから、自然本命令の豫定するが如き場合の起ることがない。反之其の社債發行の際、別段定款又は契約に依て上述の *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* の結成を見なかつたものであるときは、各社債權者は總社債權者共同の權利に付ても亦單獨に訴訟を提供するに支障なく、従て本命令の豫定するが如き場合が起り得ると謂はねばならぬ。而して此の場合に單に最終判決を得たる一人の社債權者のみをして其判決を執行せしむるときは、其の者は例へば完全なる社債の辨濟を受け得ても、他の社債權者は却て一部の辨濟を受け得るに止まるが如きことも生じ得べく、社債權者平等の原則に反する結果を誘致するに至るから、之を避け社債權者平等の原則を維持する目的と、次には上述したる *société civile des obligataires* 又は *association d'obligataires* の結成なき社債に付多數の社債權者全體が一致の共同行爲を爲すことは頗る事實困難にして充分、社債權者たる公衆の利益保護を期し難き處があるから、之を救濟する目的とを以て本命令の公布を見たと謂はれる。

元來社債權者共同の利益、社債權者全體に共通する利益に關し其の社債權者間に平等の原則の存することは、英米社債法に於ても *Pari passu* の原則と稱して之を認め、我が擔保附社債信託法も

亦之を認めた次第であり（第七一條第五二條第四項）、殊に英米社債法に於て *pari passu* の原則を信託證書其他に依り採用するときは、同一組（*a series*）に屬する總社債權者は夫々平等に擔保の利益を享受し、受託者が擔保權の實行に依りて辨濟を得たる金額は總社債權者に對し其の債權額に應じ平等に分配することを要するは勿論のこと、尙ほ一人の社債權者が擔保權實行の爲に訴訟を提供する場合に於ては單に自己のみならず、同一組に屬する他の總ての社債權者の爲めに之を爲すことを要するものじあり（Palmer, *Company Law*, 12th ed. pp. 306, 307 = Simonson, *Debentures and Debenture Stock*, 4th ed. pp. 201, 500, 504. 池田博士擔保附社債信託法論、青木博士信託法論、拙著擔保附社債信託法の研究、社債及其救濟論參照）、本命令の定めた趣旨精神も之に比することを得べく、或は今日の經濟不況が佛國に於て尠からざる社債を辨濟不能其他に導いてをる状態に鑑み、英米法よりも更に大膽に、更に一瀉千里的に之を認めたものとも謂ひ得べく、要するに之も時局の生むだ公衆保護を強調せる佛國政府の立法政策に外ならぬ。

本命令第一條第一項に定むる「一人の社債權者たる判決」は上述の通り最終のものたることを要し、且つ本命令には特に選及的效力を認められてをらぬから、本命令施行後初めて下された最終判決に付其の適用を見るものであつて、同施行前のもに付適用なきことは勿論である。而して訴訟に参加せざりし他の社債權者が斯る最終の判決の利益に均霑し執行力を取得する手續は該事件を第一審として取扱へる區の民事裁判所長の命令に依る。而して斯る民事裁判所長の命令に對しては其

の性質上抗告を許さざることとした。是れ本命令第一條第二項の定むる所である。

(2) ラバール前内閣の社債(又は一定の公債)に關する第二の新立法は、昭和十年十月三十日の命令 Décret relatif à la protection des obligataires である。

此の命令も亦昭和十年六月八日の法律 (Loi du 8 juin 1935) に基き公布せられたものであつて、矢張其の定むる所に從ひ議會の承認 (ratification des chambres) を經べきものである(第四三條)。而して之は四十四箇條より成り、佛國又は外國に本據を有する會社々債(又は國家に非ざる外國公共團體の公債)を佛國市場に於て募集し又は賣出す場合に適用せらるべきものであつて該會社(又は公共團體)と社債權者(又は公債所持人)との關係を規定したものに外ならぬ(第一條)。本命令が適用せらるべき範圍は以上原則の通りであるが、之には二つの例外が存する。即ち例外の一は特別法に依り社債を發行し又は國家、縣若は市町村の保證に係る社債を發行する會社に對しては本命令の適用なきことであり(第二項)、例外の二は司法大臣、外務大臣、大藏大臣及商工大臣が必要と認むるときは、佛國に於て募集又は賣出されたる國家の公債に對しても本命令の一部(即ち後述第二編第一章及第二章)の規定を適用せしめ得ることである(同條第三項)。換言すれば第一の例外は本命令の適用範圍を排除縮小するものであり、第二の例外は本命令の適用範圍を擴大するものに外ならぬ。

本命令は其の適用に關する一般規定(第一條)の外、第一編發行(emission)、第二編社債權者(又は證券所持人)團體(masse de obligataires ou porteurs de titres d'emprunts)、第三編罰則(dispositions d'ordre pénal)及第四編雜則(dispositions diverses)に分れる。以下茲に第一編及第二編の規定に付大要を説明して置きたい。

(A) 本命令第一編は社債(又は公債)發行に關する一般規定(dispositions générales)(第一章)及外國に本據を有する會社及外國公共團體に適用すべき規定(dispositions applicables aux sociétés ayant leur siège a l'étranger et aux collectivités publiques étrangères)より成る。前者の定むる所は次の通りである。

(a) 會社が設立早々にして第一年度の貸借對照表を未だ作成するに至らざる場合は社債の發行を認めざること(第二條、我商法第二〇〇條第二項、第二〇三條第二項第五號參照)(個人が發行することも亦禁ぜらる)。蓋し設立早々の會社は其の業態を知るに由なく、之をして社債を發行せしむるときは公衆に不測の損害を蒙らしむる虞あるに因る。

(b) 佛國會社又は外國會社の社債(又は外國公共團體の公債)が單一發行に係り、同一組に屬する場合は各社債權者(又は公債所持人)の間に平等の原則を認めたること(第三條)、英米

社債法、我擔保附社債信託法に於ける社債権者平等の原則 (Pari Passu) に付ては既に述べた所であり、又昭和十年八月八日の命令に於て一人の社債権者 (又は公債所持人) の得たる判決に對し同一組に屬する他の社債権者 (又は公債所持人) の均霑を許し、此の點に於て社債権者 (又は公債所持人) 平等の原則に觸るるものありしことに付ても既に述べた所であるが、本命令は更に該平等の原則を全面的に認容したるのみならず、第三條に「如何なる別段の定あるにも拘らず」(nonobstant toute clause contraire) と謂へる點から見ても、該規定に強行的性質をも附與したものである。之に依て一部社債権者 (又は公債所持人) に對する不公平の辨濟其他之に類する弊害を救済することが出来る譯であつて吾人は此の點に於ても公衆保護の強調を見出す譯である。

(c) 社債 (又は公債) を表彰する債券の法定記載事項に付規定したこと (第四條、第五條)、從來債券の記載事項に付ては充分なる規定がなかつた。故に本命令は之を補つたものである (英國一九二九年會社法第六七條、白耳義商法第八七條、我商法第二〇五條第二項、擔保附社債信託法第三五條參照)。

本命令に依り命せられた債券記載事項は番號、券面金額、利率、利息支拂期日、元金償還の條

件、支拂に用ふべき貨幣の種類、發行總額、債券に附したる特別の擔保、同證書の日附、未だ償還を了へざる債券の金額及其債券に附したる擔保に關する事項であり、更に會社々債の債券には以上の外更に、會社の種類、商號、資本金、營業所の所在地、設立年月日、存立期日並定款を保存する公證人の氏名及住所を記載するを要することとなつた。

右の中元利息の支拂に用ふべき貨幣の種類を明記せしむる趣旨は蓋し、既述の通り佛國は英米兩國と共に今日國際證券金融市場にして社債（又は公債）の辨濟に使用せらるる貨幣の種類が必ずしも單一に非ざるのみならず、現時各國貨幣價値の動搖激しき事實と之に對する經驗とに鑑み、初めて斯くは新に債券面に右支拂に使用すべき貨幣種類を明記することを強要したものに外ならぬ。

(a) 外國に於て發行せられたる社債（又は公債）を佛國市場に於て賣出し其他公衆に之を提供するに付次の制限を加へたこと（第六條）

一、會社又は公共團體が本命令第二條乃至第五條（即ち上述(a)、(b)及(c)の規定に依り該社債（又は公債）を發行せること

一、會社又は公共團體が一九一六年五月三十一日法律 (loi du 31 mars 1916) (loi du 31 decembre 1920 第三三條) 依

り改正せらるる)の規定を遵守すること

屢述の通り佛國は國際證券金融市場にして、外國に於て發行せられた社債(又は公債)が佛國市場に於て賣出取引せらるることが尠からざるを以て、斯る社債(又は公債)に對しても佛國內に於て發行する社債(又は公債)と同一の制限及取締に服せしめ、投資家たる公衆保護の徹底及本命令の勵行を期したものである。

(e) 上掲一九〇七年一月三十日法律第三條に依り社債(其他證券)の發行賣出等に付要求せらるる法定公告事項を擴張せること(第七條)、之に付ては既に述べた。

(B) 次に本命令が外國會社(及外國公共團體)に適用すべき規定として定むる所は次の通りである。

(a) 一名又は數名の代理人の選任を強要せること(第八條)、外國會社(又は外國公共團體)が佛國市場に於て社債(又は公債)を發行し、又は之を賣出さむとする場合に於ては、必ず一名又は數名の代理人を選任することを要することとなつた。而して其の代理人たるべき者の資格は、佛國の國籍を有し且つ佛國內に住所を有することを要する。但し銀行業務を營むことを禁ぜられたる者、何等かの資格に於て會社の管理を禁ぜられたる者又は總ての會社の支配若は

管理を爲す權能を喪失せる者は該代理人たる資格を有しない。代理人は本人たる外國會社（又は外國公共團體）に代はり外國會社（又は外國公共團體）に對し本命令の要求する行爲又は手續を履踐するものに外ならぬ。代理人と本人との關係は委任（mandat）であるから、之に一般法の定むる所に依て更迭を見ることは申す迄もない。

右代理人の氏名並に住所を一九〇七年一月三十日法律第三條に依る官報附録公告に掲載することになつたことは既に述べた通りである。夫れから代理人の更迭があつたときは其の旨並に承継者の氏名及住所を官報附録に公告せねばならぬ。蓋し社債權者（又は公債所持人）に其の事實を知らず爲めである。

一九二九年七月三十一日の法律（loi du 31 Juillet 1929）（一九三四年十二月二十二日及一九三五年一月十日の命令に依り纂調せられたる「有價證券稅法典（Code Fiscal des Valeurs mobilières）」中に組入れたる）制定以前は外國證券に對し所謂「アボンマン」（abonnement）に依る課稅が強行的なりし爲めに、之れが納稅手續上佛國の國籍及住所を有する者を外國會社（又は公共團體）の納稅代理人として選任する必要ありたりと雖も、納稅代理人は上掲所謂「アボンマン」に依る納稅上の代理人にして、固より全面的一般的の代理人ではない。即ち從來佛國市場に於て社債（又は公債）を發行し又は賣出した場合に於て該社債（又は公債）に關し一般的

に外國會社（又は外國公共團體）の代理人たるものは佛國內に存しなかつた。故に佛國側から謂へば種々の不便を見たのである。殊に本命令を通過すると外國會社（又は外國公共團體）に對して種々の積極的行爲を強要することとなつたから、尙更ら之れが完全なる履踐を期する上に於て外國會社（又は公共團體）をして其の社債（又は公債）に關し一般的代理人を佛國內に常置せしむることとなつた次第に外ならぬ。

(b) 外國公共團體（獨立國家を除く）の公債發行賣出等に關し其の内容の公示手續を設けたること（第九條）、外國公共團體の公債を發行する者又は賣出さむとする者其他之を公衆に提供せむとする者（*Les émetteurs exposants, metteurs en vente et introducteurs*）は豫め、即ち其發行賣出其他提供を公表する前に、先づ左記各事項を官報附録（*Bulletin*）に公告することを要することとなつた（第九條）。

- (イ) 直近年度の歳入歳出額、
- (ロ) 現存債務の元利金支拂に要する歳出額、
- (ハ) 未だ償還を了へざる公債額、同公債の目的、擔保、償還の方法及期限、
- (ニ) 公債發行決定に關する書面の全文、

(ホ) 公債に附する特定擔保 (Les garanties spéciales de l'emprunt) 及之に關する設定證書の
拔萃、又は公債には特定擔保なき旨の表明 (déclaration) (擔保は廣義に使用す)。

(ヘ) 公債の發行に付國家の認可又は保證の有無の表示並に若し認可又は保證あるときは其
の認可又は保證に關する書面の全文或は若し認可を要せざるときは國家の法律の定むる所
に依り必要とせざる旨の表示、

(ト) 發行、賣出其他公衆に提供せらるべき公債の總額、券面金額及利率、

(チ) 償還方法及期限、

(リ) 公債に賦課せらるべき佛國又は外國税金の負擔に付若し外國公共團體と公債所持人と
の間に特約を爲すときは其の特約の表示、

(ヌ) 公債に關し選任せる代理人の氏名及住所 (第八條第三項)

佛國內に於て外國公共團體の公債を公衆に提供する場合には實際其の提供を引受け之を取扱ふ銀
行證券業者等をして右公告を爲さしむるのであつて之は米國の證券法に於て見る所と全く同一であ
る。佛國に於て外國公共團體の公債を發行賣出し、其他之を公衆に提供する者は佛國內に住所を有
し又は佛國內に住所を選定することを要し、右公告には此等の者の署名及住所を掲げなければなら

(379)

ぬ。右公債の發行、賣出其他の提供に目論見書、勸誘状等を使用する場合に於ては之にも右官報附録に掲載せると同一の事項並に該官報番號を記載し、且つ目論見書には公債を發行する公共團體代表者の署名を必要とする。尙又目論見書には公債が取引所に上場せられてをるか否をも記載し、若し上場せられてをるときは其の取引所の名稱をも表示することを要する。

更に公債の發行賣出其他の提供に付新聞紙に公告を爲すときは少くとも右官報附録に公告せる事項の拔萃及官報番號を掲載しなければならぬ。

既に述べた通り佛國又は外國會社の社債、株式等の發行賣出等に關しては一九〇七年一月三十日の法律に依り法定事項の公示を強要する所があつたと雖も、外國公共團體の佛國市場に於ける公債發行に關しては右一九〇七年一月三十日の法律に比すべき充分の規定を全く缺いてをつたから、從來種々の不便不備があり、之れが爲めに公衆保護の強調を此方面にも擴大し、上述の規定が定められた次第に外ならぬ。而して斯くて幾多の部分的法規が次々と定められ、之に依て社債(及公債)に關する法制が漸次完成に向つて邁進しつゝあることを吾人は注目しなければならぬ。

(C) 本命令第二編が社債權者(又は證券所持人)團體 (masse de obligataires ou porteurs de titres d'emprunts) に付規定を設けたことは既に述べた。既に説明した通り社債權者(又は公債所

持人)共同の利益を擁護する爲めに、社債権者(又は公債所持人)團體を認めたものに *société civile des obligataires* があり、又社債権者は簡單に同一の目的を達せむが爲めに一九〇一年七月一日の法律に依り *association d'obligataires* の組織を認められてゐる。然し乍ら斯る *société civile des obligataires* も *association d'obligataires* も共に其の發行の際定款又は契約に依りて同一組に屬する全員の結成を見るものであつて、其の他の場合に付之れが結成を認むるに至つてを知らない。又前述昭和十年八月八日の命令も一人の社債権者(又は公債所持人)が共同の權利に關し得たる最終判決に對しては同一組に屬する他の社債権者(又は公債所持人)も亦之れが執行を爲し得る途を拓きたるに止まり、固より社債(又は公債)發行後其の團體結成を認めたものではない。即ち社債(又は公債)發行後、必要に因り其の團體を結成するには充分の立法が存してをらなかつた次第である。況んや外國に於て發行せられた同一組に屬する社債(又は公債)の一部が佛國に於て公衆に提供せられたる場合に於て、該一部の社債権者(又は公債所持人)が其の者の共通利益擁護の爲に團體を結成するが如き途は未だ開かれてをらなかつたのである。凡そ本命令第二編の規定は現時の必要に應ぜむが爲め斯る場合にも亦團體の結成を認めたものに外ならぬ。該編は第一章一般規定 (*dispositions générales*) 及第二章本命令施行前に發行又は提供せられたるものに適

用すべし規定 (dispositions applicables aux émissions ou introductions antérieures) に分つ。先づ前者に付て説明を加へたい。

(a) 本命令は次に掲ぐる者が社債権者 (又は公債所持人) 團體の結成を爲すことを許したること (第一〇條)。

(イ) 佛國に於て發行せる同一組 (單一發行) に屬する社債権者 (又は公債所持人)

(ロ) 外國に於て發行せられたる同一組 (單一發行) の一部を成す社債 (又は公債) にして佛國に於て賣出其他の提供を爲したる部分の所持人。

尙同一組に屬する社債権者 (公債所持人) は何時にても右團體に加入することが出来る (第一一條)。

(b) 社債権者 (又は公債所持人) 團體は其の共同共通の利益擁護の爲めに (pour la défense de leurs intérêts communs) 結成せらるること (第一〇條)。

(c) 社債権者 (又は公債所持人) 團體は民事上の法人格 (la personnalité civile) を享有し得ること (第一〇條)。茲に法人格を明規したるは上述 société civile des obligataires の特質を承けたる所であつて注目を要する。

(d) 本命令は社債権者 (又は公債所持人) 團體の意思決定機關として社債権者 (又は公債所

持人) 集會 (l'assemblée générale des obligataires ou des porteurs de titres d'emprunt) を設けたること(第二一條以下)、此の集會は既述 société civile des obligataires 又は association d'obligataires の集會と性質を同じうすると謂ひ得べく、之に關する手續も亦兩者同一のものが對くなす。(我が擔保附社債信託法第四八條以下、我商法第一五六條以下參照)。

集會は一般招集權者即ち社債を發行したる會社(公債を發行せる公共團體)、上述本命令第八條に依る代理人、社債權者(又は公債所持人)、團體の代表者、又は外國證券の場合に巴里株式取引員組合に於て招集することを得(第二一條第一項)、又一定の社債權者(又は公債所持人)(佛國に於て發行せられ、又は賣出其他提供せられたる社債(公債)總額の五十分の一)又は佛國に流通せる社債(公債の二十分の一に當る)社債權者(又は公債所持人)は右一般招集權者に對し集會の招集を請求することを得、若し正當の理由なくして一般招集權者が十五日以内之を招集せざりしときは請求者は民事裁判所長の許可を得て自ら之を招集することが出来る(第二一條第二項、第三項、第一四條第四項參照)(我擔保附社債信託法第四八條第四九條參照)。

集會の招集は官報附錄及縣の法定公告新聞紙に公告を爲すを要し、該公告には集會の議事日程の外、社債權者(又は公債所持人)たることを證明する方法、外國證券の場合には本命令第八條に依る代理人の住所を掲載することを要する(第一四條第一項及第二項)。集會は右公告後八日を経過するときは始めて之を招集することが出来る(同條第三項)。

債權者(又は公債所持人)は自ら又は代理人を以て集會に出席することが出来る。本命令第八條に依り外國會社(又は公共團體)の代理人に選任せられた者、發行會社又は其社債を保證會社の役員、使用人其他一定の者は社債權者(又は公債所持人)の代理人として集會に出席することを許されない。實際債權還濟社債(又は公債)を所有する者は最早勿論出席す

ることを得ない。發行會社（公共團體）又は該會社の資本の三十パーセント以上を保有する會社は假令社債（又は公債）を買入所有中の場合と雖も集會に出席することを得ない（第一五條、第一六條）我擔保附社債信託法第五二條第二項參照。社債權者（又は公債所持人）は其の債權額に應じ議決權を有する、尤も各種證券には少くとも一箇の議決權を與へねばならぬ（第二三條第一項）。

集會に於ては大社債權者（又は公債所持人）假議長として議長一名を選任し、更に又投票立會人二名、秘書一名を選任す。議長は議事を統ぶ（第一七條）。

集會に於て審議決議すべき事項は左の通りである（第一九條、第二〇條）（我擔保附社債信託法第五八條其他）。

(イ) 社債發行會社の提出に係る、會社組織の變更、他會社との合併、其社債より優先する權利を附與せる新社債の發行に關する提案、

(ロ) 社債（又は公債）に附せられたる保證の全部若は一部の免除に關する提案、利息支拂の延期に關する提案、償還方法の變更に關する提案、法律上の權利に基く取引又は裁判上判決の目的となる取引に關する提案、

(ハ) 其他社債權者（又は公債所持人）の保護並に社債（又は公債）發行契約の履行確保に必要な行爲、

(ニ) 社債権者(又は公債所持人)團體の代表者の選任及解任(第二六條)。

(ホ) 以上に必要なる費用の支出

集會の決議は其の團體に屬する社債権者(又は公債所持人)全員を拘束することは勿論である(第一八條)。然し乍ら集會に於ては如何なる場合に於ても社債権者(又は公債所持人)の負擔を増加すること、追加拂込を課すること、社債を株式に変更する同意を爲すこと(米國、獨逸に於て見る所謂 convertible bonds と比較)其他一部の社債権者(又は公債所持人)に對し不平の待遇を與ふることを許されない(第二一條)。蓋し斯る社債権者(又は公債所持人)團體結成の目的に背反するからである。

本命令は集會の成立に定足數を設け、出席者が之に達せざるときは議事開始を許さず(第二二條)、又議決は一定の多數決に依らしめ(第二三條)、決議の效力發生には民事裁判所認可を要することとした(第二四條第一項)。集會の決議は二週間内に發行會社(若は公共團體)、本命令第八條に依る外國會社若は外國公共團體の代理人、又は社債権者(若は公債所持人)團體の代表者(後述)の承認を得ることを要し、若し其の承認を得ざるときは更に其後二週間内に社債権者(又は公債所持人)全員の承認を受けなければならぬ。若し然らざる場合に於ては決議は無効と看做される(第二四條第二項乃至第四項)。又本命令は決議に對する異議の申立、發行會社、公共團體其他の者の裁判所判決に對する控訴等に付ても夫々規定する所があつた(第二四條第五項、第六項、第七項)。(我擔保附社債信託法第五二條、第五七條等參照)。

(e) 社債權者 (又は公債所持人) 團體の代表者 (Les représentants de la masse) を認めたと (第二五條以下) (我擔保附社債信託法第六四條以下參照)。

社債權者 (又は公債所持人) 團體の代表者は社債權者 (又は公債所持人) 集會に於て一定の手續に依て選任せられる (第二六條)。其の資格は佛國に籍を有し且つ佛國に住所を有する者並に佛國に本據を有する會社及團體たることを要し、本命令第八條に依る外國會社又は外國公共團體の代理人、發行會社又は社債を保證せる會社の役員支配人及使用人等は社債權者 (又は公債所持人) 團體の代表者たることを得ない (第二五條第二項)。社債權者 (又は公債所持人) 集會は右代表者を解任することも出来る (第二六條)。斯る集會の決議に因る代表者の選任及解任は民事裁判所の認可を受けざれば其の效力を生ぜざること、他の決議と同様である (第二六條第三項、第二四條參照)。

尙以上の外社債權者 (又は公債所持人) 團體の代表者は民事裁判所に於て之を任命する場合がある。但し是れ緊急の場合、即ち未だ社債權者 (又は公債所持人) 集會を招集して其の代表者を選任するに至らざる場合に於て、發行會社若は公共團體、一定額の社債權者 (若は公債所持人) (佛國に於て發行せられ若は提供せられたる總額の三十分の一を保有する者) 又は巴里株式取引員組合の請求があ

つたときに限る(第二七條)。

社債權者(又は公債所持人)團體の代表者は、社債權者(又は公債所持人)集會の決議に従ひ、該團體の名に於て社債權者(又は公債所持人)共同の利益を擁護するに必要なる行爲を爲す權限を有し(第二九條)、社債發行會社が破産し又は解散したときは社債權者集會の名に於て破産又は清算に關する手續を爲すべきものである(第三一條)。社債權者(又は公債所持人)團體共同の利益に關係ある權利の行使又は義務の履行は集會の定むる所に従ひ代表者に於て之を爲し、又該團體共同の利益に關係ある訴訟は代表者に對して提起すべきものにして、各社債權者(又は公債所持人)は單獨の行爲を爲すを許されない(第三〇條)。

(f) 社債權者(又は公債所持人)集會の費用及代表者の報酬は發行會社又は公共團體の負擔たることを原則とすること(第三二條第一項)。尙代表者の報酬金額は發行會社(又は公共團體)の請求に因り民事裁判所長に於て之を決定することが出来る(同條第一項)。又集會の決議執行の費用も發行會社(又は公共團體)の負擔たるを原則とする。但し社債權者(又は公債所持人)が社債(又は公債)より受くべき純年利息の十分の一を超えざる範圍に於て、右執行費用の一部を社債權者(又は公債所持人)の負擔と爲すことを妨げない。

民事裁判所長は又右集會、代表者、決議執行に要する費用の總額を制限することが出来る（第三二二條）。

(D) 次に本命令の施行前に佛國に於て發行又は提供せられたる社債（又は公債）に對する本命令適用の規定である。即ち次に掲げたる二つの場合を除くの外、上述第二編第一章の規定(C)として説明せり）は本命令執行前に一般公募の方法に依り佛國に於て發行せられ又は賣出其他公衆に提供（輸入を含む）せられたる佛國會社若は外國會社の社債又は外國公共團體の公債に適用せられる。即ち此の範圍に於て本命令の遡及效が認められた譯である。

(a) 本命令施行前に佛國會社の發行に係る同一の組社債權者が既に一箇の民事上の團體例へば上述の *société civile des obligataires* を結成したる場合に於ては其の團體に關する規定に從て事務の處理を繼續することが出来る。但し本命令第二十條所定の事項、即ち會社の組織變史、他會社との合併等の提案に對する決議は本命令第二編第一章所定の定足數、認可其他の制限に從ふことを要し、又斯る民事上の團體は何時にても其定款所定の手續を踐まずして本命令第二編第一章の規定に依て決議をすることが出来る（第三三條第二項）。

(b) 平和條約を實施する爲め國際協調 (*d'accords internationaux*) の目的物として出來た外國

の會社又は公共團體が發行せる社債（又は公債）に付ては本命令の適用がない（第三三條第三項）。

ラバール前内閣の社債（及公債）に關する第二の所法の大要は以上述べた所を以て盡く。要するに此の新法も亦、其の第一の新法に於けると同様に、佛國現時の必要に應せむが爲め、從來存する法の不備及間隙を補ひ、公衆の利益保護を強化する目的を以て、暫定的、部分的に取急き定められたものに外ならぬと謂はねばならぬ。

（五） 結 論

佛國に於ける社債（又は公債）立法に付ては以上概述した通りである。而して之は長き歲月に亘り逐次必要に臨み制定せられたる多數の部分的法規の集積、累推であつて、或るものは法律の形式に依り或るものは命令の形式に依り其の形式に統一を見ざるばかりでなく、夫々の内容とする所亦統一と連絡を欠く點が多く、之れが爲めに其の解釋、實際取扱に極めて困難を伴ひ不便を感ぜしめてをるのである。是に於て之を統一改善せむとする運動は既に早くから起つてをるのであるが仲々其の實現に至らなす。

佛國に於ける社債（又は公債）法改善案は一八七五年に佛國院外委員會（un commission extrapar-

lementaire)が社債に關する法制調査に着手して以來、一八八三年院外委員會の會社法改正法案(一八八四年十一月二十九日議會を通過し翌年八月一日公布を見たりと雖も社債に關する規定は議會に於て削除せらる)、一八六年 René Brice 氏法案(議會に於て否決せらる)、一八九三年 Gerville-Réache 氏の法案(不成立)、一八九四年 Calvinhac 氏の法案(不成立)、一九〇三年及一九〇六年院外委員會の法案(不成立)、一九一一年—一九一四年 Guillaume Chastnet 氏の法案(社債權者集會及代表者制度にして上記ラバール内閣の昭和十年十月三十日命令所定のものに似る所多し、不成立)、一九一七年の Raoul Péret 氏の法案(社債權者共同の利益擁護の爲め佛國及外國會社の社債權者にして未だ société civile des obligataires 又は association d'obligataires の如き團體結成を爲さざるものに對しても、社債權者集會を招集して、契約を以て association d'obligataires を結成せしめむとしたものであつて是れ亦不成立に終つたけれども、其の精神は上記昭和十年十月三十日の命令所定のものと同様の所が多く、此の意味に於ては上記 Chastnet 氏と共に卓見と謂ふことが出来る)、一九二〇年—一九二五年 René Lafarge 氏の法案(不成立)等を擧げることが出来る。(拙著擔保附社債信託法の研究參照)

而して此等改善法案、殊に Chastnet 氏、Péret 氏、Lafarge 氏等の諸法案が社債權者共同の利益

擁護を強化擴大し且つ多數の部分的法規を統一せむとすることを目標としつゝあるものであつて、社債権者(又は公債所持人)共同の利益の擁護、即ち約言すれば公衆の保護、立法政策は其後引續き制定せられた暫定的部分法規、殊にラパール内閣の二新法に至て漸次不備と間隙を補縫し、佛國社會の要請に應じつゝあるも、斯く暫定的部分的法規が増せば増すだけ、其の統一整理の必要が痛感せられ乍ら、之は仲々實現の日が來ない。然し乍ら吾人は斯く如く絶えず多數暫定的部分的法規を設けて公衆保護の徹底を期しつゝあるのであるから、此の次には是非共斯る多數の暫定的部分的法規を統一整理し、實際取扱に利便なる一の纏つたものとする様に引續き努力が拂はれることを望むで已まない。佛國に於ても之を要望する者が寔に尠くない。(完)

(昭和十一年一月十二日、倫敦 Craven Hill Garden の客舎に於て)